

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地							
専門学校中央医療健康 大学校	平成21年3月25日	鈴木 啓之	〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金6-7-15 (電話) 03-6734-2939							
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地							
学校法人鈴木学園	昭和43年11月9日	鈴木 啓之	〒411-0036 静岡県三島市一番町15-35 (電話) 055-971-1833							
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士						
医療	医療専門課程	歯科衛生学科	平成6年文部科学省告示第 84号							
学科の目的	教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神に則り、学校教育法(昭和22年法律第26号)に従い、次に掲げる事項を行うとともに、教養の向上と人格の陶冶を図るため、組織的な教育を行う。 (1)歯科衛生士法(昭和23年7月30日法律第204号)に基づく歯科衛生士の養成に必要な科学的知識・技能の教授									
認定年月日	平成27年2月27日									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は単位 数	講義	演習	実習	実験				
3 年	3年間	3230	1025	750	1455	0				
	年間					0				
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数					
105	102人	0	5	39人	44人					
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 筆記試験、レポート、授業参加度などによる総合評価で、60点以上を合格とする。					
長期休み	■学年始:4月1日 ■夏 季:8月上旬～8月下旬 ■冬 季:12月下旬～1月上旬 ■学年末:3月中旬～3月末日			卒業・進級 条件	・履修時間を満たしている。 ・各科目の成績評価が全て合格であること。 ・当該年度までの学費及び受験料がすべて納入されていること。					
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 個人面談、保護者面談、スクールカウンセラーによる面談、教員の外部機関の研修、個別対応指導 等			課外活動	■課外活動の種類 神奈川歯科大学解剖見学実習。 臨地実習:歯科医院、総合病院口腔外科、障がい者施設、 高齢者施設、保健福祉センター、中学校、小学校における ■サークル活動: 有					
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等 歯科医院・総合病院口腔外科			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業者に関する令和3年6月25日時点の情報)					
	校内就職ガイダンス、地域歯科医師会共催ガイダンスへの参 加 校内において、履歴書の書き方、面接の指導 ■卒業者数 31 人 ■就職希望者数 30 人 ■就職者数 30 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 97 % ■その他 ・進学者数: 0人				■資格・検定名 種 受験者数 合格者数 歯科衛生士 ② 31人 31人					
(令和 2 年度卒業者に関する 令和3年6月25日 時点の情報)				※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③の いずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得する もの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等 特になし						
中途退学 の現状	■中途退学者 1 名 ■中退率 0.9 % 令和3年4月1日時点において、在学者103名(令和3年4月1日入学者を含む) 令和3年6月25日時点において、在学者102名 ■中途退学の主な理由 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 個人面談、保護者面談、スクールカウンセラーによる面談、教員の外部機関メンタルヘルス研修、 個別対応指導。進路変更を希望する場合は、面談実施の上、変更先の情報収集と、情報の提供をする 等									
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: ○有・無 ※有の場合、制度内容を記入 特待生制度 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載									
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有・○無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)									
当該学科の ホームページ URL	学科ホームページ https://www.suzuki.ac.jp/chuoiryo/dental/ 学園ホームページ http://www.suzuki.ac.jp									

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

□教育課程編成委員会を通して、出た意見を出来る限りその年度の授業に反映していく。

また、学科内で情報を共有し適宜カリキュラムの見直しを行う。

・授業外で企業と連携した特別講義を実施するなど、常に新しい知識と技術が習得できる時間を 確保する。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

□教育課程編成委員会は、各学科に配置し、学科の教育内容について意見を交換し、または協力して、教育の質の向上に努める。

□各学科の教育課程編成委員会で検討された内容は、本部に報告される。

□専攻分野を越えて活用が可能な企業連携の在り方は、学園全体で情報の共有を図り、また協議して、教育の質の向上に努めるため、学校には教育検討会を設置する。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年度

令和3年4月1日現在

名 前	所 属	任 期	種 別
片山 貴之	一般社団法人 静岡市清水歯科医師会	令和3年4月1日～令和4年3月31日	(1)
矢部 高子	静岡県在宅歯科医療推進室	令和3年4月1日～令和4年3月31日	(3)

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

・教育課程編成委員会は年2回、前期・後期に1回ずつ開催する

・委員長が必要を認めたときは、臨時委員会の開催ができる。

(開催日時(実績))

平成30年度第1回 平成30年9月20日 16:30～17:30

平成30年度第2回 平成31年3月14日 17:00～18:00

令和元年度第1回 令和元年7月11日 16:00～18:00

令和元年度第2回 令和元年12月12日 16:00～18:00

令和2年度第1回 令和2年7月30日 16:00～18:00

令和2年度第2回 令和3年1月21日 16:00～18:00

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

<意見>

①社会ニーズに合わせた教育としてカリキュラムの見直し

②教育におけるSNS,動画コンテンツの活用はさらに求められる

③卒後の研修が重要であること

④臨床実習での歯科衛生士の指導力が均一でない。指導力をあげてもらうことが必要

⑤就職に対する学生指導はどうなっているか

<活用状況>

①カリキュラム改定には来年度より本格的に取り組み、全体として教育の質を落とさず時間数、時期の見直しを検討整理していく。

②コロナ禍において遠隔授業を実施し今後に活かしていく。また、学生に情報の精査、正しい情報の発信する力をつけていく。

③3年間で歯技術習得は難しい。卒後研修の場として、歯科衛生士会への入会を勧める。

④臨床実習指導者会議にて指導歯科衛生士の研修を実施

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ・学内で学ぶことができない歯科臨床の実際及び歯科衛生士業務の実際等を、実習指導者の指導の下、実習体験を通して歯科衛生士業務の知識技術および態度についての学びを深める。
- ・臨地実習前には、臨床実習指導者会議を開催し、実習指導歯科医師・歯科衛生士に出席してもらう。学生の動向、各実習目的と内容、評価方法、実習の課題等について話し合う。
- ・実習施設・事業等において、実習期間中に実習指導者及び管理者、教員、学生の3者で、臨地実習の進捗状況と課題提出、実習項目内容、および実習における態度意欲について話し合う。
- ・臨地実習の施設における実習では、担当利用者を担当し、一連のケアを実施し、学生個人の課題解決に向けて、考える場を持つ。
- ・就職に向けて、実習施設・事業所等と情報共有し、就職指導につなげる。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

- 臨床に必要な知識と技術および態度の習得
- 臨床に必要な知識と技術および態度の習得状況の評価

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
臨地実習 I	・歯科医院における見学実習を行い、歯科治療の流れ、歯	登録歯科医院
臨地実習 II	・歯科医院における診療の流れを理解し、各診療の介助の実践を通して歯科臨床を学び、歯科衛生士業務の基本動作および態度を修得する。 ・地域歯科保健活動(歯と口の健康週間行事(R3年度は中止)、学校歯科衛生活動、障害者施設歯科衛生活動)を通じて歯科衛生支援を行う	登録歯科医院 静岡・清水・富士・焼津・藤枝・島田歯科医師会 静岡県歯科衛生士会 静岡市内障がい者施設 等 静岡市内中学校・小学校
臨地実習 III	・学校内で習得した知識や技術について、歯科医院及び地域保健の現場で実践し歯科衛生士業務の知識及び技術を修得する ・地域歯科保健活動(高齢者施設歯科衛生活動等)を通じて歯科衛生支援を行う	登録歯科医院・総合病院口腔外科 静岡・清水・焼津・藤枝・島田歯科医師会 静岡県歯科衛生士会 静岡市内高齢者施設、保健福祉センター、歯科技工所等

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

学校法人鈴木学園教職員の研修実施要綱において、教職員は、団体・組織等との連携のもと、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能の修得・向上並びに、授業及び生徒に対する指導力等の修得・向上を図ることを目的として研修機会を確保し、計画的に受講し、研修後は学内での情報共有を図るとともにその成果を教育内容・教育方法に反映する。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

- ・令和2年度歯科衛生

期間: 令和3年1月30日(土)~31日(日) 歯科衛生士の研修指導者・臨床実地指導者等講習会 オンライン研修会
主催: 日本歯科衛生士会

②指導力の修得・向上のための研修等

・鈴木学園教員研修(夏季) 中止
・鈴木学園教員研修(春季) 3月

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

日本歯科衛生学会（連携企業等：日本歯科衛生士会）
期間：令和3年9月18日（土）・30日（木）オンライン開催

・歯科衛生教育を考えるセミナー」（連携企業等：歯科衛生教育を考える会）
期間：令和3年8月未定　対象：全国歯科衛生士養成所教員

・鈴木学園三島校歯科衛生学科合同研修会　3月予定

②指導力の修得・向上のための研修等

・令和3年度東海地区歯科衛生士教育協議会（連携企業等：東海地区歯科衛生士教育協議会）
期間：令和3年6月26日（土）　対象：東海地区歯科衛生士養成所専任教員
オンライン開催

・令和3年度歯科衛生士選任教員講習会Ⅰ（連携企業等：一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会）
期間：令和3年8月16日（月）～20日（金）　対象：全国歯科衛生士養成所専任教員

・令和3年度歯科衛生士選任教員講習会Ⅲ（連携企業等：一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会）
期間：令和3年8月23日（月）～27日（金）　対象：全国歯科衛生士養成所専任教員

・日本歯科衛生教育学会・学術大会（連携企業等：日本歯科衛生士教育学会）
期間：令和3年12月17日（金）～12月24日（金）　対象：全国歯科衛生士教員、他　オンライン開催

・鈴木学園教員研修（夏季）　8月
・鈴木学園教員研修（春季）　3月

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

【評価の方針】学生による学校、教員評価の結果と教職員による学校評価の結果、及び年間計画やカリキュラム、国家試験合格率、就職実績等の資料を基に当該年度の教育活動、前年度の結果を4.(2)にある項目ごとに評価する。評価に当たっては以下の点が守られていること。

□自己評価に対する評価を基本とし、改善方策・評価項目・重点目標、学校運営の改善取組み等について言及されていること。

□自己評価の評価結果に対して、評価項目ごと学校関係者評価結果が付された相対的な記載となっていること。

□学校関係者評価委員会が、主体的・能動的な評価活動を行っていること。

【改善等への活用方針】

・改善案は評価項目毎の評価を基に、学校関係者評価委員に改善の方針をできるだけ委員会内で示す

・学校関係者評価委員会の評価を参考に具体的な活用方法については学校内で別途検討する。

・改善した内容に関しては、職業実践専門課程様式4にに基づいて毎年公開する

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目標
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育活動
(4)学修成果	学修成果
(5)学生支援	学生生活支援
(6)教育環境	教育環境
(7)学生の受け入れ募集	学生の受け入れ募集
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

①業務の効率化について

- ・学科会を定期的に実施しBSCの振り返りを行う。
- ・事前に議題を共有し時間の効率化を図る。
- ・業務内容を精査し、「実施すべきこと」「実施しなくて良いこと」を明確化し時間内に終わる計画にする。

②教育活動について

三島校とは姉妹校であるため、今後も共通認識を増やし、より高めあっていく。

③就職率、退学率について

高評価であり継続していく。

④教育環境について

・実習を効率的に進められる様に器材の数などを見直す。

・歯科衛生士養成所ガイドラインの改正も視野に入れ将来を見据えた準備を進めていく。

令和2年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
今村陽一郎	今村歯科医院	令和3年4月1日～令和4年3月31日	企業等委員
秋次雅代	専門学校中央医療健康大学校 歯科衛生学科5期生秋次夏帆保護者	令和3年4月1日～令和4年3月31日	PTA
根木規予子	中央歯科衛生士調理製菓専門学校	令和3年4月1日～令和4年3月31日	他校教員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他() ()

<https://www.suzuki.ac.jp/about/disclosure/>

公開時期:令和3年7月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

・本校関係者の理解を深めるとともに、連携や協力を推進するために教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供する

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校名・所在地・連絡先（情報公開資料内、入学募集要項表紙）
(2)各学科等の教育	理念・教育方針・カリキュラム（情報公開資料内）
(3)教職員	教職員一覧(氏名、役職)（情報公開資料内、事業計画書）
(4)キャリア教育・実践的職業教育	就職実績・キャリア教育（情報公開資料内）
(5)様々な教育活動・教育環境	事業計画書(教育目標・教育計画含む)・事業実績書（情報公開資料内）
(6)学生の生活支援	学生支援の取り組み状況（事業計画書内）
(7)学生納付金・修学支援	募集要項（情報公開資料内、入学募集要項）
(8)学校の財務	貸借対照表 収支計算書（情報公開資料内）
(9)学校評価	学校関係者評価（学校関係者公開資料）
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他() ()

URL: 学科ホームページ <https://www.suzuki.ac.jp/chuoiryo/dental/> 学園ホームページ <http://www.suzuki.ac.jp>

授業科目等の概要

(医療専門課程 歯科衛生学科) 令和3年度

必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
							講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			生命現象の科学	生体の構造を知るために、細胞の構造、働きおよび生命現象に関する基本的知識を修得する。	1・前	30	2	○		○			○	
○			基礎英語	英語の基礎を見直し基本的知識と技術を取得し「読む」「書く」「話す」を身につける。	1・前	30	1	○		○			○	
○			情報と社会	情報の特性を理解し、情報の享受に効果的なコンピューターの利用法について理解し、必要な情報を有効活用できるように、インターネットを利用した情報の収集、開示に関する基本的な知識、技能及び態度を修得する。また、情報と社会のかかわりについて、情報収集を行いまして発表できるよう、プレゼンテーションの基本的知識、技術、態度を修得する	1・後	30	2	○		○			○	
○			コミュニケーション論	患者や人とのかかわりの中で、信頼関係を築き、患者に寄り添う支援ができるために必要なコミュニケーションの考え方と心構えを身につけそのスキルを修得する。	1・前	30	2	○		○			○	
○			保健医療と行動科学	行動科学的発想とは何かを、不安や痛み、心身相関などの問題や患者のセルフケアの問題を考えることを通して学ぶ。同時に、行動科学的発想が臨床で必要な理由を理解し、患者の訴えを機能分析できるようになる。 行動の原理について深く考え、患者の持つさまざまな問題に対する適切な指導方針を立てることを目指す。	1・後	30	2	○		○			○	
○			人体の構造と機能	人体の構造と機能、また組織・発生について概要を理解する。	1・前	45	3	○		○			○	
○			歯と口腔の構造と機能	口腔とその周囲組織の構造と機能について理解する	1・後	45	3	○		○			○	
○			栄養と代謝(生化学・口腔生化学)	・歯科衛生士に必要な栄養の知識を学ぶ。 ・口腔健康維持に必要な栄養指導が行える知識を習得する。 ・食、健康、社会への意識を高め、自身や家族の健康づくりにつなげる。 生命現象を分子レベルの化学反応として理解し、生命体に必要な栄養素の摂取と働きから、健康の維持の増進を考える態度を養う	1・後	20	1	○		○			○	
○			栄養と食生活	歯科衛生士に必要な栄養の知識を学ぶ。 食・健康・社会への意識を高め、自身や家族の健康づくりにつなげる。	1・前	30	2	○		○			○	

○		歯牙の形態と機能	歯科臨床に携わる上で歯牙の特徴、機能について理解し、全体像としての歯列、咬合の知識を歯科衛生業務にいかせる様にする。	1・前	30	2	○			○		○		○
○		病因と病態	全身および口腔に生じる疾患の原因、発症機序、進展、および転帰について学び、疾患の予防法や治療法の基礎となる知識を身につける。	1・後	30	2	○			○		○		
○		感染と免疫	歯垢の形成機序や口腔環境の特殊性を理解し、口腔感染症の特徴や病原微生物について理解するとともに、一般微生物の性状や病原性についても理解を深める。また歯科衛生士に必要な微生物の基礎と滅菌消毒法、化学療法について理解する。	1・前	45	2	○		△	○		○		
○		薬物と人体	薬物が生体に及ぼす影響を理解するために、薬物の性質、作用及び作用機序に関する基本的知識を修得する	1・後	30	2	○			○		○		
○		健康と環境	健康を左右する環境衛生の重要性を理解し、個人と集団に対する健康障害の予防能力を高める態度を養う。	1・前	20	1	○			○		○		
○		歯と口腔の健康と予防	歯・口腔の健康に関わる社会の仕組みを理解し、歯科疾患の予防能力を高める態度を養う	1・後	30	2	○			○		○		
○		歯科診療補助Ⅰ	高度歯科医療に対応するために、歯科材料における基本的知識とその取扱いおよび歯科診療の補助に関する基礎的知識、技術および態度を身に付ける。	1・通	180	4	△	○	△	○	○	○	○	
○		リハビリテーション概論	リハビリテーションに対する基礎的な理解と知識を持つことにより歯科衛生士の専門分野に活用できるようとする。リハビリテーション本来の理念を歴史的背景を理解し、その上でリハビリテーション医療の対象や治療手段等について体験を通して知識を深めるようにする。また、リハビリテーション関連の用語や障害と障害者及び障害予防、日常生活活動（ADL）の概念等について、保健医療福祉職の間で共通認識をもつて連携できるようにする。	1・後	30	2	○			○		○		
○		基礎看護・介護後術	人々の口腔ケアを支援するための看護技術及び介護技術に必要な知識・技術・態度を修得する。	1・後	30	1		○		○	○	○		
○		歯科衛生学総論	歯科衛生を実践して人々の健康づくりを支援する者となるために、保健医療人としての基本的態度について理解し、多様な科目において知識・技術を修得する態度及び論理的思考法の基礎を修得する。	1・前	30	2	○			○	○			
○		歯科予防処置Ⅰ	歯周疾患の発症・進行・予防についての基礎的知識を習得し、歯周疾患の各種検査法、予防的歯石除去技術の基本的技術の習得する	1・通	150	4		△	△	○	○			
○		歯科保健指導Ⅰ	健康と疾病の概念を理解し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進するためにプロフェッショナルケア、セルフケア、コミュニティケアの支援者になるための基礎的知識・技術および態度を修得する	1・通	120	4		○		△	○			
○		歯科英語	歯科診療室で必要とされる語学（英語）の基礎力を身につける。英会話の基礎的知識を習得する。	2・後	30	1	○						○	

○		保健情報と衛生統計	歯および口腔の健康と予防に関する保健情報を把握し、保健統計の手法によって問題解決を図る。	2・前	30	1	○					○
○		保存修復・歯内療法	歯科衛生業務を行うために必要な歯に生じる疾患の種類、診断及び治療法の基本を理解する。	2・後	30	1	○					○
○		健康と地域	生活と健康に関する社会の仕組みを理解し、地域社会における保健対策の基本的な考え方を学び 地域集団に対する疾病の予防能力を高める態度を養う。	2・前	20	1	○					○
○		歯周疾患療法	歯科衛生士業務を行うために必要な歯周組織に生じる疾患の種類、診断及び治療法の基本を理解する	2・前	20	1	○					○
○		歯科補綴	歯質欠損に対する歯冠修復と歯列の一部、あるいは全部欠損に対する咬合の修復方法を理解する	2・前	20	1	○					○
○		歯科矯正	不正咬合の治療意義と診断および治療法の概念を理解する。	2・前	20	1	○					○
○		インプラント	口腔インプラント学の概論 又、その中の歯科衛生士の役割を理解できるようにする	2・後	20	1	○					○
○		口腔外科・歯科麻酔	【口腔外科】口腔・顎顔面領域の疾患の特徴と診断および治療法の概念を理解する。 【歯科麻酔】歯科治療における全身管理・精神鎮静法・局所麻酔および全身麻酔の基本を理解する	2・前	30	1	○					○
○		小児歯科	小児の身体的・精神心理的特徴と、小児の歯科診療上の留意点を理解する。	2・前	20	1	○					○
○		高齢者歯科	高齢者の身体的・精神心理的特徴と歯科治療上の留意事項を理解する。	2・前	20	1	○					○
○		口腔機能リハビリテーション	摂食・嚥下障害を持つ患者に対し、歯科衛生士として、リハビリテーションを行う為の知識と態度を習得する	2・後	30	1		○				○
○		障害者歯科	障害の種類と身体的・精神的特徴、および歯科治療上の留意事項を理解する。	2・前	20	1	○					○
○		画像検査法	歯科衛生士の業務範囲にて行える放射線業務を正しく理解し、それに必要な基礎知識と臨床手技を修得する。	2・前	20	1	○					○
○		社会福祉原論	現代社会においては保健・医療・福祉の密接な連携が必要である。社会福祉の概念を理解し、それに伴う社会福祉制度やそのあり方について学び、多職種協働チームの一員として行動できる姿勢を身につける。	2・後	20	1	○					○
○		全身疾患と口腔ケア	有病者における疾患の知識と口腔との関連について理解し、チーム医療における口腔ケアの意義とその実践方法を学ぶ	2・後	30	2	○					○

	○	審美歯科・ホワイトニング	審美歯科の概念を理解し、ホワイトニング処置における知識・技術・態度を学ぶ。	2 ・ 後	20	1							○	
○		歯科衛生過程 I	人々のニーズに合った歯科衛生支援を行うために、論理的に思考し、問題発見および解決できる知識技術を習得する。	2 ・ 後	30	1	○					○		
○		歯科予防処置 II	歯周病を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持増進するために、歯科衛生士としての専門的な知識・技術・態度を修得する。	2 ・ 通	90	2	△	○	△			○		
	○	卒業研究 I	歯科衛生士業務または歯科衛生に関わる事象について各自の疑問や興味を持つ事柄において、テーマを選択し、計画立案に基づいて研究を実施し、その結果をまとめることにより、科学的思考や問題解決の能力を養う。	2 ・ 後	30	1	○				○	○		
○		歯科衛生教育 I	1) 健康と疾病の概念を理解し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進するためのプロフェッショナルケア、セルフケア、コミュニティケアの支援者となるための基本的知識・技術および態度を修得する。 2) 地域または集団における歯科衛生活動の場を把握し、健康教育支援の方法を修得する。	2 ・ 前	105	3	○	△			○	○		
○		歯科保健指導 II	健康と疾病の概念を理解し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進するためのプロフェッショナルケア、セルフケア、コミュニティケアの支援者となるための基本的知識・技術および態度を取得する。 1) ライフステージ別および機能障害に応じた歯科保健支援に必要な知識・技術・態度を修得する 2) 歯科衛生支援に必要な医療面接・ヘルスカウンセリングの知識・技術・態度を修得する	2 ・ 通	60	2	○	△				○		
○		歯科診療補助 II	高度歯科医療に対応するために、歯科臨床学における専門的な歯科医療の補助に関する基礎知識・基礎技術および態度を身につける。処置における各種検査法、治療手順、使用器材について実践できる知識、技術、態度を修得する。	2 ・ 通	120	3	○	△			○			
○		歯科衛生教育 II	臨地臨床実習における歯科衛生教育活動の知識の整理と現場における歯科保健指導の知識技術の応用を修得する	3 ・ 後	30	1	○					○		
○		歯科予防処置 III	う蝕を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持増進させるために、歯科衛生士としての専門的な知識・技術および態度を修得する	2 ・ 前	75	2	○	△			○			
○		歯科衛生士と法律・制度	日本の保健・医療・福祉制度と医事法制を理解し、歯科衛生士のあり方について考える態度を養う。	3 ・ 後	30	2	○					○		
○		基礎歯科医学 総合	臨床実習における基礎知識の復習及び臨床症例における基礎医学知識の再確認を行い、臨床における応用を目的とした知識の習得	3 ・ 通	30	1	○					○		
○		臨床歯科医学 総合	臨床実習における臨床歯科医学の知識の整理及び臨床症例における臨床歯科医学の応用と統合された知識の習得	3 ・ 通	30	1	○					○		

○		歯科診療補助 III	高度歯科医療に対応するために、専門的な歯科神慮のの補助に関する基礎知識、基礎技術および態度を身につける。なお歯科医療における医療管理、災害時歯科医療における歯科衛生士の役割を学ぶ	3・通	90	3		○			○	○	
	○	卒業研究 II	歯科衛生士業務または歯科衛生に関わる事象について各自の疑問や興味を持つ事柄において、テーマを選択し、計画立案に基づいて研究を実施し、その結果をまとめることにより、科学的思考や問題解決の能力を養う。	3・通	90	3		○			○	○	
○		歯科衛生過程 II	人々のニーズに合った歯科衛生支援を行うために、論理的に思考し、問題発見および解決できる知識技術を習得する。	3・前	45	1		△	○		○	○	
○		歯科予防 管理法	歯科疾患を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進させるために専門的な知識・技術および態度を修得する。 1) う蝕・歯周疾患予簿のため歯科疾患のリスク判定とそれに応じた予防法についての知識・後術を学ぶ 2) 歯科疾患予防管理の知識の整理と復習及び臨床ケースに対する応用法を学ぶ	3・通	60	2	△	○			○		
○		臨床実習 I	・歯科医院における見学実習を行い、歯科治療の流れ、歯科衛生士の役割を概要を学ぶ ・地域歯科保健活動（歯と口の健康週間行事）に参加し、地域における歯科保健活動を学び、多職種との協働を学ぶ	1・通		1		○	○		○		
○		臨床実習 II	・歯科医院における診療の流れを理解し、各診療の介助を実践し、歯科臨床を学び、歯科衛生士業務の基本動作および態度を修得する。 ・地域歯科保健活動（歯と口の健康週間行事、学校歯科衛生活動、障害者施設歯科衛生活動）を通じて歯科衛生支援	2・通				○	○		○		
○		臨床実習 III	・学校内で習得した知識や技術について、歯科医院及び地域保健の現場で実践し歯科衛生士業務の知識及び技術を修得する ・地域歯科保健活動（高齢者歯科衛生活動）を通じて歯科衛生支援	3・通				○	○		○		
合計			56 科目		3,230	単位時間(112単位)							

進路変更

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。